

令和6年10月22日

三豊市商工会ご担当者様

防衛省共済組合善通寺支部

公募公告の掲示について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、陸上自衛隊善通寺駐屯地内に所在する防衛省共済組合善通寺支部において、当組合が管理する委託売店の公募を行うこととなりました。

つきましては、諸事ご繁忙のこととは存じますが、公告の掲示及び公告に関する問い合わせに対するお取次ぎ等のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

（公告期間が過ぎましたら公告は廃棄して頂きたいようお願い申し上げます。）

まずは略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

敬具

公告掲示期間：令和6年11月 1日（金）午前9時から
令和6年11月10日（日）午後5時まで

担当

防衛省共済組合善通寺支部

（陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科）

共済班長 馬場（電話番号 0877-62-2311 内線 2351）

（平日 8：15～17：00 のみ、土日祝日は除きます。）

同封書類：委託売店公募公告

公 告

令和6年11月1日

防衛省共済組合善通寺支部
支部長 村上 至

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の出店希望者を下記のとおり募集いたします。

記

1 営業場所及び営業時間等

香川県善通寺市南町2丁目1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地 厚生センター1階

業 種	営業面積	営業時間(原則)	備 考
物品販売	42.70㎡	1100～1900	書店又は、その他の物品販売店 (無人販売店を含む。)

※ 営業日は、原則として、土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議します。

2 申込参加者の資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 営業に必要な都道府県知事の許可を保有すること。
- (9) 業種の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。

- 3 公告期間
令和6年11月1日(金)午前9時から同年11月10日(日)午後5時まで。
- 4 業者説明会等日時・場所等
- (1) 日 時
令和6年11月11日(月)午後2時30分～(概ね1時間)
- (2) 場 所
香川県善通寺市南町2丁目1-1
陸上自衛隊善通寺駐屯地 厚生センター1階 シアタールーム
- (3) 事前連絡
業者説明会に出席を希望する方は、11月8日(金)午後5時までに出店希望業種、会社等の名称・住所、出席者の氏名、連絡先及び車両利用の場合は車種、車番を下記「問い合わせ先」まで書面(様式随意)で提出をお願いします。会場の都合上参加者は2名まで、車両乗り入れは1両とします。
- (4) 注意事項
ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
イ 説明会に参加される方は、事前に「募集要領等」を「問い合わせ先」で受領し、説明会当日に印鑑と一緒に携行してください。
- 5 募集要領等の配布期間
令和6年11月1日(金)午前9時から同年11月8日(金)午後5時まで。
- 6 申込者の選定
提出書類等により総合的審査のうえ決定します。
- 7 問い合わせ先
〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1-1 (TEL0877-62-2311 内線2351)
防衛省共済組合善通寺支部 (担当:馬場)
(平日8:15~17:00のみ、土日祝日は除きます。)